

## 別添7 白井市立清水口保育園の移管に係る協定書（骨子案）

白井市（以下「甲」という。）と◆◆（以下「乙」という。）は、【児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8／就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第34条】に基づき、設置する【公私連携型保育所／公私連携幼保連携型認定こども園】（以下「当該園」という。）について、法令等に定めるもののほか、必要な事項について次のとおり協定を締結する。

### 1 総則

- (1) 乙は、当該園の運営に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な運営を図るとともに、甲及び関係機関の指示、指導内容を遵守し、かつ本協定に基づき運営を行うものとする。
- (2) 乙は、当該園の運営に当たっては、国籍、信条、社会的身分、経済的状況、障がい等を理由として、不当な取扱いを行ってはならない。
- (3) 乙は、甲の教育・保育の考え方をよく理解し、甲がこれまで実施してきた教育・保育の内容を踏まえつつ、当該園における子どもの健やかな成長に向けて、教育・保育の更なる充実及び発展に努めるものとする。
- (4) 乙は、園児との信頼関係を十分に築くとともに、園児が安心して身近な環境に主体的に関わり、試行錯誤や思考を通じて学びを深めていく幼児期の教育における視点を生かし、教育・保育の活動が豊かに展開されるよう環境の整備に努めるものとする。
- (5) 乙は、保護者及び地域の期待に応える魅力ある園運営に努めるとともに、移管前の白井市立清水口保育園（以下「清水口保育園」という。）がこれまで実践してきた地域との関わりを継承し、地域の理解を得ながら、これを更に発展させるよう努めるものとする。

### 2 施設の運営に関する基本的事項

- (1) 名 称 ●●園（甲乙協議の上、決定する。）
- (2) 所 在 地 白井市清水口2-8-1
- (3) 開所時間 午前●時から午後●時まで（甲乙協議の上、決定する。）
- (4) 休 園 日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）並びに1月2日、3日及び12月29日、30日、31日（甲乙協議の上、決定する。）

(5) 対象児童 0歳児（生後8週）から就学前までの児童

(6) 定員（甲乙協議の上、決定する。）

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
2号認定及び3号認定						
1号認定						

### 3 教育・保育に関する基本的事項

#### (1) 教育・保育の内容

ア 乙は、【「保育所保育指針」／「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」】に基づき、教育・保育に関する全体的な計画を作成し、これを実施するものとする。

イ 乙は、教育・保育の実施に当たり、清水口保育園がこれまで実践してきた教育・保育の内容との継続性に配慮するものとする。

ウ 乙は、清水口保育園で実施されてきた年間行事については、これまでの実績を尊重し、実施について前向きに検討するものとする。

エ 乙は、児童や保護者の宗教等の多様性に配慮し、宗教的な行事や行為は、原則として行わないこと。ただし、クリスマス会等の一般的な行事については、この限りではない。

オ 乙は、障がい児や医療的ケアを必要とする児童等、特別な支援を要する児童を受け入れるための体制を整備し、これらの児童が集団生活を通じて全体的な発達を促されるよう配慮した教育・保育を実施するものとする。

#### (2) 職員配置

ア 施設長は、認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業A型のいずれかにおいて通算3年以上施設長としての経験を有し、かつ運営法人において3年以上継続して雇用されている者を、専任かつ常勤で配置するものとする。

イ 【主任保育士／主幹保育教諭】は、認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業A型のいずれかにおいて保育教諭等として通算10年以上の経験を有する者を配置するものとする。

ウ 乙は、栄養士又は管理栄養士を配置するものとする。

エ 乙は、看護師又は准看護師を配置するものとする。

オ 常勤職員については、質の高い職員を確保するとともに、経験、年齢のバランスが取れた職員配置とするものとする。

カ 乙は、特別な支援を要する児童の人数や障がいの程度に応じて、職員を加配

するものとする。

キ 乙は、民営化前に清水口保育園に勤務している会計年度任用職員等が、移管後も引き続き当該園での就労を希望する場合は、その採用について配慮するものとする。

ク 募集時に届出を行った施設長予定者、【主任保育士／主幹保育教諭】予定者（以下「施設長予定者等」という。）については、移管後1年間は継続して当該園に勤務し、職務に従事するものとする。やむを得ず移管後1年以内に勤務を継続できない事情が生じた場合は、速やかに市と協議し、承認を得ること。

ケ 移管前の引継ぎに参加した職員（施設長予定者等を除く。）については、移管後1年間は継続して当該園に勤務し、職務に従事するものとする。やむを得ず移管後1年以内に勤務を継続できない事情が生じた場合は、速やかに市と協議し、承認を得ること。

### (3) 給食及び食育

ア 給食は、自園調理方式により提供するとともに、給食を通じて児童の健やかな食生活を培い、食育の推進を実施するものとする。また、1号認定子どもに対しても給食を提供するものとする。

イ 給食は、栄養士が作成する献立に基づき、季節感に配慮した給食を適時・適温で提供するものとする。

ウ 乙は、児童の身体的な発育状況やアレルギー等、児童の心身の状況に応じた配慮を行うとともに、アレルギー対応については、安全体制を確立した上で除去食及び代替食を提供するものとする。

エ 乙は、宗教上の対応が必要な場合は、配慮を行うものとする。

オ 食材等は、地産地消を基本とし、安全な食材を使用するものとする。

### (4) 保護者負担等に関する基本的事項

ア 保育料は、各市町村が条例等により定める利用者負担額とする。

イ 乙は、保育料以外の上乗せ徴収、実費徴収等の費用の徴収に当たっては、事前に保護者に説明し、理解を得ること。

ウ 給食費及び延長保育料は、移管後3年間、市立保育所と同額とするものとする。なお、甲は、市内私立園の平均的な給食費及び延長保育料を勘案し、必要な財政支援を行うものとする。

### (5) その他

ア 乙は、児童の事故等に備え、損害賠償保険に加入するものとする。

イ 乙は、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、苦情解決処理の仕組みを整備するものとする。

ウ 令和9年度において清水口保育園に在籍している児童について、引き続き通園できるよう配慮するものとする。

#### 4 子育て支援事業に関する基本的事項

乙は、移管前に清水口保育園で実施している子育て支援事業については、原則として、当該園において引き続き実施するものとする。

#### 5 児童発達支援事業に関する基本的事項

- (1) 乙は、障がいのあるこどもが、その特性や状況に応じた療育及び教育・保育を受けられる体制を整備するため、移管後の施設において、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援事業（以下、本項において「事業」という。）を実施するものとする。
- (2) 事業の定員は、10名とする。（甲乙協議の上、決定する。）
- (3) 事業の実施に係る施設改修、備品の整備その他の事業の実施に当たって必要な準備は、乙が行うものとする。なお、施設改修を行う場合は、改修内容、日程等について、事前に甲と協議の上、実施するものとする。
- (4) 乙は、事業の実施に当たっては、事業所指定に係る手続きその他必要な手続きを行うものとする。
- (5) 前2号に掲げるもののほか、事業の実施に必要な準備等に要する費用は、原則として、運営事業者の負担により行うものとする。ただし、国等の補助金が活用できる場合は、この限りではない。
- (6) 乙は、障がいのあるこどもが適切な支援を受けられるよう、当該園との密接な連携の下、事業を実施するものとする。

#### 6 移管準備に関する基本的事項

- (1) 乙は、甲が開催する民営化に関する保護者説明会に出席するものとする。出席者は、法人を代表し、責任をもって対応できる者とする。
- (2) 乙は、教育・保育内容の引継ぎに当たっては、甲と連携して行うこととし、本協定内容及び甲が策定する引継ぎ計画に基づき実施するものとする。
- (3) 引継ぎに必要な人員については、乙において確保するものとする。

#### 7 移管後の市への協力に関する基本的事項

- (1) 乙は、移管後に甲が実施する次の取組について、協力するものとする。  
ア 市職員による訪問（巡回訪問及び随時訪問）

- イ 甲及び乙による定期的な連携会議
- ウ 保護者アンケート
- エ 民営化の効果検証その他の甲が行う取組

(2) 清水口保育園が、現在、指定福祉避難所として指定されていることを踏まえ、乙は、移管後も引き続き指定福祉避難所としての機能を維持するために必要な協力を行うものとする。なお、協力の具体的内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

## 8 設備の貸付け、譲渡等に関する基本的事項

### (1) 協力に関する基本的事項について

- ア 当該園は、清水口保育園の施設を活用し、運営するものとする。
- イ 清水口保育園の土地、建物等については、令和10年3月31日までの間は、甲が保育所等の運営のために使用する。ただし、乙が移管の準備のために使用する場合は、安全面等に配慮していることが認められる場合に限り、一時使用を許可するものとする。

### (2) 土地

- ア 甲は、清水口保育園の敷地を、乙に有償で貸付けるものとする。なお、貸付料は、「白井市普通財産の貸付料に関する要綱」に基づき、年度ごとに算定するものとする。
- イ 甲は、前号の規定にかかわらず、令和10年4月1日から令和15年3月31日までの間、当該貸付料を免除するものとする。
- ウ 土地の貸付けに当たっては、乙は、善良な管理義務を負うものとし、本協定に基づく事業の実施以外の目的には使用しないこと。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りではない。
- エ 乙の事情により、当該園の運営ができなくなった場合は、土地を乙の負担と責任において現状に回復した上、甲に返還しなければならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りではない。

### (3) 建物、付帯設備等

- ア 甲は、清水口保育園の建物及び付帯設備並びに園庭遊具について、次号に掲げる設備を除き、乙に無償で譲渡するものとする。(甲乙協議の上、決定する。)
- イ 甲は、清水口保育園の空調設備及び照明設備に関するリース契約について、乙に引き継ぐものとする。なお、移管後の当該設備に係るリース料その他の費用については、乙が負担するものとする。
- ウ 甲は、乙が建物の老朽化に伴い実施する施設改修又は建替えについて、国及

び県が実施する補助事業の範囲を限度として補助するものとする。なお、実施時期及び補助の範囲については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(4) 備品

甲は、清水口保育園の備品について、甲が提示するもののうち乙が希望するものを無償で譲渡するものとする。

(5) 駐車場

ア 甲は、離山児童公園内に設置する専用駐車場を乙に有償で使用させるものとする。なお、使用料は、「白井市使用料条例」に基づき、年度ごとに算定するものとする。

イ 当該駐車場の管理は、原則として乙が行うものとし、管理の具体的内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

9 協定の有効期間

- (1) 本協定の有効期間は、協定締結日から令和30年3月31日までとする。
- (2) 期間満了後については、当該園の運営が適切に行われていると甲が認める場合には、甲乙協議の上、協定期間を更新するものとする。

10 協定に違反した場合の措置

- (1) 甲は、当該園の適切な運営のため必要があると認めるときは、【児童福祉法第56条の8第7項／認定こども園法第34条第7項】の規定に基づき、乙に対して必要と認める事項の報告及び立ち入り検査を行うことができる。
- (2) 甲は、乙が正当な理由なく本協定に従って教育及び保育等を行っていないと認めるときは、【児童福祉法第56条第10項／認定こども園法第34条第10項】の規定により勧告を行う。
- (3) 甲は、前号の規定により勧告を受けた乙が、当該勧告に従わないときは、【児童福祉法第56条第11項／認定こども園法第34条第11項】の規定により指定を取り消す。
- (4) 乙は、前号の規定による指定の取消の処分を受けたときは、当該処分に係る【公私連携型保育所／公私連携幼保連携型認定こども園】について、【児童福祉法第56条第12項／認定こども園法第34条第12項】の規定による廃止の認可を申請しなければならない。
- (5) 乙は、前号の規定による廃止の【承認／認可】の申請をしたときは、当該申請の日前1箇月以内に教育及び保育等を受けていた者であって、当該廃止の日以後においても引き続き当該教育及び保育等に相当する教育及び保育等の提供を希望

する者に対し、必要な教育及び保育等が継続的に提供されるよう、市及び他の教育・保育施設その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

- (6) 甲が、次に掲げる事項について、乙が誠実に履行していないと判断したときは、8(2)イに定める貸付料の免除を行わないものとする。
- ① 「白井市清水口認定こども園運営事業者募集要項」に定める事項
  - ② 「白井市立清水口保育園民営化に当たっての条件」に定める事項
  - ③ 本協定に定める事項
- (7) 前号の規定に基づく貸付料免除の取消は、令和10年4月1日以降の免除分から効力を生じるものとし、既に免除した貸付料については、市が運営事業者から徴収するものとする。

#### 1 1 その他当該園の設置及び運営に関し必要な事項

- (1) 乙は、本協定の規定を履行しないことにより甲に損害を与えたとき、又は本協定を解除された場合には、その損害を賠償しなければならない。また、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負う。
- (2) 本協定に定めるもののほか、「白井市清水口認定こども園運営事業者募集要綱」及び「白井市立清水口保育園民営化に当たっての条件」の規定を遵守するものとする。
- (3) 本協定に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- (4) 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 白井市

乙 ◆◆